

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

## 改正法人税法が成立し、法人税率が下がりました！

**Q** 11月30日に成立し、12月2日に公布された改正法人税法（税制構築法）では法人税率の引き下げや欠損金の繰越控除の制限など、法人に対してかなり影響が大きい改正が行われたようですが、どのような内容でしょうか？

### 解説

昨年末に成立した税制構築法では、「法人税率の引き下げ」「欠損金の繰越控除の改正」「減価償却制度の見直し」など、実務に大きな影響を及ぼす改正が行われました。

#### 1. 法人税率の引き下げ

下記の税率は**平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。**

普通法人の区分		改正前	改正後
大法人		30%	<b>25.5%</b>
中小法人	年800万円超の部分	30%	<b>25.5%</b>
	年800万円以下の部分	22%	19%
		(18%)	<b>(15%)</b>

かっこ内は平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

#### 2. 欠損金の繰越控除の改正

平成24年4月1日以後開始する事業年度から、**大法人**は繰越控除の限度額が**100%から80%に圧縮**されました。平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額の繰越控除期間は**全ての法人に対して7年から9年**になりました。

#### 3. 減価償却制度の見直し

**平成24年4月1日以後に取得した資産**については、減価償却の方法が**250%定率法から200%定率法に縮減**されました。ただし、この規定に関しては、届出書の提出などを条件に、一定の経過措置規定が設けられています。

#### 4. その他

上記の他、貸倒引当金の適用を受けられることができる法人に制限が加えられました。

### 要するに...

**今回一番大きな改正は、法人税率が引き下げられたことです。**また欠損金については、繰越期間が9年に延びた一方、大法人の繰越控除が全額認められなくなったことは特筆すべきことです。減価償却制度の改正は、適用開始時期をまたぐ事業年度で煩雑な処理が予想されますが、**届出書の提出などを条件に経過措置が設けられています**ので、この点に注意が必要です。